

建設委員長報告に対する討論

08.6.27 日本共産党 川上直喜

私は、ただいまの建設委員長報告のうち議案第 61 号、訴訟事件に係る和解について、賛成の立場から討論を行います。この訴訟事件は、住民監査請求を監査委員が棄却したことから住民訴訟に発展したもので、旧庄内町の岩崎浄水場膜処理施設建設、及び、町有地売却について、関係者、関係企業に損害賠償等を請求するよう原告住民が齊藤市長に求めています。すでに 6 月 23 日から福岡地裁において証人尋問が始まりました。

このうち岩崎浄水場膜処理施設建設の関係では、政治家、行政幹部、業界の癒着の構造の中で行われた行政主導の談合、つまり、官製談合が最大の争点です。落札率を引き上げて不当利益を獲得、したがって、住民に多大な不利益を与えた、だから、市長は官製談合にかかわった関係者に損害賠償を求めよという訴えです。利害関係人として裁判に補助参加しているのは、松延隆俊元町長、辻文雄元課長、及び、あっせん利得処罰法違反事件で有罪が確定した縄手清春元町議、及び、施設建設工事を請負った前澤工業株式会社です。実施設計委託を請負った国際水道コンサルタントは加わっていません。

今回和解する部分は、この国際水道コンサルタント株式会社に対する損害賠償を求める請求です。和解内容としては 6 項目ありますが、要約すると、1 項

目、2項目は、国際水道コンサルタント会社株式会社は、市に対し、住民が主張するとおり 265 万 6500 円の損害賠償債務があることを認め、和解が成立したあと支払うとするもの。3項目は、そのほかには、損害賠償債務はないとするもの。4項目、5項目、6項目は、国際水道コンサルタントに対して損害賠償を求める請求部分を住民が取り下げる、市は弁護士費用 20 万円を支払うなどです。

官製談合については、和解内容に「国際水道コンサルタントが加わった」と認めた部分はありません。しかし、談合に加わった事実がないのなら、なぜ、損額賠償を求める額とされた金額をそっくりそのまま支払うのでしょうか。また、会社を清算中という事情があっても市に支払わずに、法務局に供託する選択肢もあったのではないのでしょうか。国際水道コンサルタントは、官製談合に加わったことを、事実上、認めたと考えるのが論理的であります。

それでは、本市は何を教訓とすべきかについてです。談合の存在について市は 2006 年 6 月議会において、上下水道事業管理者が「調査結果に基づいて損害賠償を求め、刑事告発も考える」との主旨の重要な答弁をしました。2007 年 3 月には、辻元課長を停職 6 か月の懲戒処分とし、依願退職を認めたのです。処分理由が市議会の会議録にあります。「基本設計及び実施設計並びに機械設備工事の入札に関連して、当該担当課長が町長の協議や指示の上ではあるが、議員の介入の中、特定業者を意識しての指名選考が行われるなど、不適切な事

務処理の事実が明らかとなった」。これが第 1 の理由です。官製談合が図られたこと、この元課長が重大な役割を果たしたことを、事実上、認めた内容です。

昨年 4 月の調査報告書（中間報告）では、「警察及び検察における関係職員、関係業者の供述調書によると、談合ともとれる供述がなされています」としながら、「前澤工業以外の 4 社の供述調書がないこと」「当該 5 社が談合否定もしくはあいまいな回答に終始していること」「両課長の後述が談合を認めていないこと」、さらに「談合を裏付ける供述の信憑性」の 4 点を示し、「談合を否定する要因も否定できない」などといって「司法の判断を待ちたい」との見解に後退しました。市民の批判を浴びたのは当然です。

こうしたなか、齊藤市長は今年 4 月、一年前、自分が懲戒処分し依願退職を認めた人物をたった 1 年で再び市職員に採用したのであります。「政治家、行政幹部、業界の癒着の構造は、今も複雑に続いているのではないか」。市民の不信は広がるばかりです。したがって、私は、行政主導の談合、官製談合の罪深さに対する市長の認識が極めてあいまいであることを厳しく指摘するとともに、今後、鯉田工業団地造成工事をはじめ公共工事において絶対に官製談合を許さない決意を内外に明らかにするよう市長に強く求めたうえで、今回和解議案に賛成するものです。

以上で、私の討論を終わります。